

MFSの責任投資に関する方針の表明

MFSインベストメント・マネジメント

MFSの責務は、責任を持った資本配分を通じて価値を創造し、適切なリスク水準の下でポートフォリオのリターンを最大化するという、お客様の資産運用目標の達成に長期的に貢献することです。この目標を達成するため、MFSでは長期的に安定した競争優位性を持つ発行体に焦点を当てた投資アプローチを採用しています。環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する課題は、企業の長期的な経済価値に影響を与える可能性があることから、こうした課題をファンダメンタルズ分析およびアクティブ・オーナーシップ（積極的株主行動）に組み入れています。ただし、これはお客様の投資目標を達成し、経済的利益のために行動すべきとする受託者責任と整合性の取れる範囲で行われます。この責任ある取り組みを確かなものとするため、「責任投資およびエンゲージメントに関する方針」（以下、「同方針」といいます。）を定め、ESG課題を運用プロセスやアクティブ・オーナーシップとしての長期的なエンゲージメント活動を統合するための枠組みを示します。

ガバナンス体制

MFSでは、会社全体で効率的にサステナビリティを統合するための戦略的リーダーシップを実現するための監督委員会等を設置しています。MFSサステナビリティ・エグゼクティブ・グループ（SEG）は、MFSのサステナビリティに関する戦略的リーダーシップを主導します。SEGは、サステナビリティを統合する責任を負う様々な部門のシニアメンバーで構成されています。既存の委員会体制の一部として、各戦略の実行に特化した委員会を設置しています。

❖ インベストメント・サステナビリティ委員会（ISC）

ISCは、投資プロセスにおけるESG課題のインテグレーションに関する戦略や方針の策定およびその実施、発行体とのエンゲージメントやエスカレーション、スチュワードシップ・コードの遵守、運用部門の協働エンゲージメントへの参加について監督します。また、ISCは同方針に基づき、ESG課題を投資判断に組み入れる枠組みを策定します。

❖ MFS議決権行使委員会（PVC）

PVCは、議決権行使活動を監督し、議決権行使ガイドラインである「議決権行使方針および手続き」の策定と管理を行います。株主の長期的な経済的利益に資すると確信する方法で議決権行使する、という責任を全うするため、PVCはISCと協働し、特定のESGトピックに関するエンゲージメントの目標と優先順位を設定します。

❖ コーポレート・サステナビリティ委員会（CSC）

CSCは、お客様および企業のサステナビリティ戦略と方針の策定および実施、サステナビリティ関連課題（報告、規制、教育）に係るお客様とのコミュニケーションを一貫して進める責任を負います。また、お客様に関連する協働エンゲージメントへの参加を監督し、企業としてのサステナビリティについての活動の調整を行います。

MFSでは、サステナビリティへの取り組みはファンダメンタルズ分析に基づく投資プロセスの一部であると考えており、すべての運用プロフェッショナルがサステナビリティを考慮したアクティブ・オーナーシップのプロセスに主体的に関与し、その成功に責任を持つこととしています。運用部門全体でこれを達成、より強固なものとするため、サステナビリティに関するトピックについて戦略的リーダーシップを発揮できる人材や、サステナブル投資を専門する複数の人材を配置しています。グローバルESGインテグレーション・ディレクター、ESG株式リサーチ・アナリスト、およびESG債券リサーチ・アナリストは、ESGリサーチおよびスチュワードシップ活動の専任者として、ポートフォリオ・マネジャーやアナリストが行うESGトピックに関連するリサーチの支援や強化を通じ、MFSのサステナビリティに関する取り組みを促進します。また、運用部門内のスチュワードシップ・チームは「議決権行使方針および手続き」に関連する業務を担当し、すべての保有銘柄に対してより効率的かつ影響力のあるエンゲージメントを目指して運用部門を支援します。現在、同チームは6人のメンバーで構成されており、議決権行使に関する業務や投資先企業とのエンゲージメント活動を担当しています。

ESG課題の運用プロセスへのインテグレーション

MFSは、発行体の長期的な価値に影響を及ぼす可能性があると考え、財務的に重要なESG課題をファンダメンタルズ分析にインテグレーションしています。ESG課題をはじめとした財務的に重要なリスクと機会を適切に考慮している発行体は、長期的にボラティリティを低く抑えながら高いリターンを生み出す可能性が高いと考えます。なお、ESG課題の組み入れは、株式および債券の投資分析だけでなく、状況によっては他の資産クラスに幅を広げる場合があります。

ファンダメンタルズ分析に考慮するESG課題、またはポートフォリオの投資リターンに影響を与えるESG課題は、投資戦略、資産クラス、地域エクスポージャー、銘柄固有に対する見解や分析など様々な要素に依存します。運用プロフェッショナルは、それぞれの銘柄分析や投資判断の過程におけるESG課題の重要性について、独自に判断を行います。

MFSは、投資の意思決定において第三者のリサーチを利用する場合がありますが、こうしたサービスをスクリーニング目的で使用することはありません。一方、投資分析へのESG課題のインテグレーションを強化するために、運用部門における人員の増強や、新たなリサーチサービスの導入の検討を行います。

スクリーニング、ESGに関連する制限

MFSの投資原則、顧客志向の企業文化と受託者責任に鑑みると、ポートフォリオから特定のセクターや産業を除外すること（エクスクルージョン）ではなく、すべての投資先と建設的なエンゲージメントを行うことが、より良い現実的な結果を生む可能性が高いと考えます。MFSは、お客様に代わって保有する資産を深く理解することが最善であると確信しており、それには株主としての権利を積極的に行使する必要があると考えます。また、MFSは企業に対し、将来的に重大な財務コストとなる可能性がある社会的および環境的な外部的要因に十分な注意を払うことを期待しています。投資行動のあらゆる側面において発生しうるすべての重要なリスクを容易に回避することはできませんが、そうしたリスクを適正に管理すると同時に、ESG課題を機会として活用して企業に投資する必要があります。

MFSは、お客様から指示された場合、または適用される法令を遵守する場合に限り、ESG関連の制限またはスクリーニングを行います。例えば、クラスター爆弾の使用、開発、生産、取得、備蓄、保持および移転する発行体への投資は、そのような投資を禁じる法令が制定された国のお客様の口座では制限されます。一方で、MFSは法域特有の規制や現地市場の選好や需要により、ESGに焦点を当てた戦略の開発またはESG投資に関する基準を設けることがあります。

ESG課題の株主行動への組み入れ

議決権行使

MFSに議決権を委任されたお客様が保有する有価証券に関する議決権行使に関する明確で厳正な方針として「MFS議決権行使方針および手続き」を採用しています。同方針および手続きには、ESG課題を含む特定の課題に関する議決権の行使基準をガイドラインとして定めています。すべての議決権は、お客様の長期的な経済的利益のために行使します。MFSの議決権行使実務に関する詳細および「議決権行使方針および手続き」の最新版については、ウェブサイト（www.mfs.com）でご覧いただけます。

エンゲージメント

MFSは、発行体とのオープンなコミュニケーションが、株主としての権利を行使する重要な責務であると考えています。発行体とのエンゲージメントでは、発行体にとって重大なリスクと機会となりうるESG課題について意見交換し、そうした課題にポジティブな変化をもたらすことを目指します。長期的な視点を持つアセットマネージャーが、発行体とESG課題に関してエンゲージメントすることで、経営陣やその他の影響力のある関係者が、これらの課題を企業の長期的な経済的な付加価値に関連するものとして捉えるように働きかけ、ガバナンスやビジネス慣行にポジティブな影響を与えることができると考えます。

MFSのエンゲージメント・アプローチは、スチュワードシップ・チームを含む運用部門のすべてのメンバーが一体となった強力な協働体制に基づきます。運用部門は、投資先および投資先候補の発行体の経営陣とのミーティングにおいて、発行体の慣行やステークホルダーの価値についての理解を深めるために、重要な課題を提起します。また、ESG専任アナリストは、運用プロフェッショナルが経営陣と対話を行う際にESGに関連する具体的な課題を取り上げるためにサポートします。このほか、株主総会に提出された特定の議案についての理解を深めるために、発行体やその他のステークホルダーとエンゲージメントを行うとともに、委任状勧誘に先立って、ESGに関連する議案等について、MFSの考えを伝えるために発行体とエンゲージメントをすることもあります。

業界団体、イニシアチブ、スチュワードシップ・コード

MFSは、企業や投資家のベストプラクティス、サステナビリティおよび議決権行使に関連する問題の改善やガイダンスの提供を目指す多くの業界イニシアチブ、組織・団体およびワーキンググループに積極的に参加しています。MFSが業界イニシアチブやその他の協働グループに参加する主な理由は2つあります。

- ❖ 組織・団体やイニシアチブの活動や目標が、特定の課題に関するMFSの投資哲学と一致している
- ❖ イニシアチブや組織・団体が、MFSの運用またはスチュワードシップのプロセスを強化するリサーチやデータへのアクセスを提供しており、結果としてお客様の長期的な利益につながる

MFSが参加するイニシアチブのリストは、サステナビリティ・アニュアル・レポートに記載されています。同レポートはウェブサイト（www.mfs.com）でご覧いただけます。

多くの業界団体やその他のイニシアチブが、投資や株主行動におけるESGインテグレーションに関連するスチュワードシップ・コードやガイドラインを採用しています。MFSは、特定の規範やガイドラインの文言に従うことが、必ずしもお客様の経済的利益につながるわけではないと考えていますが、お客様の長期的な経済的利益や上記のMFSの方針を満たすと考えられる範囲において、イニシアチブに賛同します。ただし、重要な点は、MFSの投資および議決権行使の判断は、こうしたコードやガイドラインを遵守するために左右される訳ではないということです。あくまでMFSは、それぞれの発行体を評価し、発行体ごとの具体的な状況に基づいて議決権を行使します。なお、ESG関連の組織・団体やイニシアチブへの参加状況は、ウェブサイト（www.mfs.com）にてご覧いただけます。

利益相反

MFSはお客様の利益を最優先にし、公平かつ公正に行動するという基本原則に則り、利益相反を管理するための全社的な方針（以下、「利益相反管理方針」といいます。）を定めています。利益相反管理方針は、投資判断およびアクティブオーナーシップへのESG課題の組み入れを含めたMFS全体における利益相反管理の枠組みであり、合理的な措置を講じて利益相反を特定することとしています。MFSは、利益相反管理方針に従い、特定した利益相反に係る状況に応じて、回避（可能な場合）、開示、特定の利益相反に合わせた方針および手続きの実施、情報・物理的・業務運営上の障壁（倫理的な壁）、職務の分離等の様々な行動をとります。このコミットメントを実行するため、MFSは、お客様にサービスを提供する通常の業務の過程で発生しうる利益相反（取引の配分、議決権行使、業務外の活動等）に関する考慮すべき事項を盛り込んだ方針および手続きを定め、特定された利益相反に対処、軽減します。スチュワードシップ活動およびESGインテグレーションに関する利益相反は、サステナビリティ・アニュアル・レポートでご確認いただけます（レポートはウェブサイト（www.mfs.com）に掲載）。

報告

ESGに関連する投資やスチュワードシップ活動については、MFSが参加する協働団体や組織、あるいはMFSの事業活動を監督する規制当局の要請に応じて報告を行います。MFSの判断で、お客様（既存および見込み）や、その他の関係者にこうした報告書を共有する場合があります。また、MFSは、投資、議決権行使およびエンゲージメント活動にESG課題をインテグレーションする取り組みの最新情報をお伝えするサステナビリティ・アニュアル・レポート（年次）やスチュワードシップ・レポート（四半期）を公表しています。これらの報告書はウェブサイト（www.mfs.com）のサステナブル投資に関するセクションでご覧いただけます。MFSに議決権行使を委任されたお客様には、ポートフォリオの議決権の行使結果をまとめたサマリーレポートをご提供します。また、MFSが運用する特定の合同の資金がプールされたファンドの議決権行使結果も四半期ごとに開示しています。当該情報については、ウェブサイト内の議決権行使に関するセクションをご覧ください。

関連資料

ウェブサイト（www.mfs.com）にて、関連資料をご覧ください。

- ❖ MFS議決権行使に関する方針および手続き
- ❖ MFS気候変動戦略アクションプラン
(気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に準拠した情報開示)
- ❖ MFSクラスター爆弾および対人地雷に関する方針（※英語版のみ掲載）
- ❖ サステナビリティ・アニュアル・レポート（年次）およびスチュワードシップ・レポート（四半期）

お問い合わせ

当資料に関するお問い合わせについては、MFSのお客様は担当営業までお問合せください。

また、報道関係者様については、下記までお問合せください。

Daniel Flaherty
Senior Public Relations Manager
MFS Investment Management
111 Huntington Avenue
Boston MA 02199-7618
U.S.A.
Telephone: +1-617-954-4256
Email: dflaherty@mfs.com

本資料は、情報提供を目的としてマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（MFS）及び当社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではなく、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。本資料は、MFS又は当社が信頼できると判断したデータ等に基づき作成しましたが、その正確性及び完全性を保証するものではありません。本資料は、作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。本資料は具体的な商品をご説明するものではありませんが、当社が提供する金融商品は、市場における価格の変動等により、元本欠損が生じる場合があります。また、お客様にご負担いただく手数料等は、各商品、サービスにより異なり、運用状況等により変動する場合がありますため、予め金額または計算方法等を表示することはできません。ご投資に際しては、必要に応じて専門家にご相談の上、最終的な判断はお客様ご自身でなさるようお願い致します。本資料に基づいてとられた投資行動の結果については、MFS及び当社は一切責任を負いません。詳しくは契約締結前交付書面、その他の開示資料等をお読みください。

MFSインベストメント・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 312 号
加入協会：一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会